

本市の障害者計画と障害福祉計画について

資料6

計画等	年度	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	
障害者計画		尼崎市障害者計画(第2期) (平成21~26年度)						尼崎市障害者計画(第3期) (平成27~令和2年度)				尼崎市障害者計画(第4期) (令和3~8年度)								
障害福祉計画 (障害児福祉計画)		尼崎市障害福祉計画 (第2期) (平成21~23年度)			尼崎市障害福祉計画 (第3期) (平成24~26年度)			尼崎市障害福祉計画 (第4期) (平成27~29年度)		尼崎市障害福祉計画 (第5期) (平成30~令和2年度)		尼崎市障害福祉計画 (第6期) (令和3~5年度)			尼崎市障害福祉計画 (第7期) (令和6~8年度)					
アンケート調査		6年ごとに実施 ☆						3年ごとの実施に変更 ☆				☆		★		☆				
策定作業								策定作業		策定作業		策定作業		策定作業						
評価等の手法		「事務事業評価」を参考に進捗状況を管理						「評価・管理シート(PDCAサイクル)」により進捗状況の管理・評価												

各計画の関係性について

◎ 尼崎市障害者計画 : 本市の障害者施策全般について、総合的かつ計画的な推進を図るための計画
第4期計画は、令和3~8年度の6か年計画

◎ 尼崎市障害福祉計画
(※ 障害児福祉計画) : 本市の障害福祉サービスや障害児通所支援、相談支援等の提供体制の確保を図るための計画
第6期計画は、令和3~5年度の3か年計画(上記障害者計画(第4期)と一体的に策定)
第7期計画は、令和6~8年度の3か年計画の見込

※ 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正法(平成28年5月成立)により、障害児福祉計画の作成が市町村に義務付けられる。
障害福祉計画と一体的に作成することが認められている。

計画の進捗管理・評価について

本市では、平成26年度までは個別事業の評価・管理を行う「事務事業評価」を参考にするなどして、障害者計画と障害福祉計画の進捗状況を管理していたが、平成27年度からは新たに「PDCAサイクル」の手法を導入し、両計画の進捗管理・評価を一体的に行っており、毎年度「評価・管理シート」としてまとめ、公表している。また、それに合わせて、従来は障害者計画の改定時(6年ごと)に実施していたアンケート調査を、3年ごとの実施に変更している。